

請 願 番 号	請願第5号
件 名	消費税のインボイス制度実施中止・延期を求める請願
受 理 年 月 日	令和4年6月7日
紹 介 議 員	井深正美、森下満寿美、堀田信夫、松原徳和、服部勝弘、 田中成佳、高橋和江、原 菜穂子
付 託 委 員 会	総務委員会
<p>(請 願 要 旨)</p> <p>新型コロナウイルス感染症が日本で初めて確認されて2年半になる。その影響によって落ち込んだ景気の回復が見通せず、中小事業者の経営困難が続いている。さらに、円安やロシアのウクライナ侵攻を原因とする輸入物資の高騰が中小事業者を一段と経営難に陥れている。こうした中、2023年10月から消費税にインボイス制度(適格請求書等保存方式)が実施されようとしている。</p> <p>ところで、消費税法には事業者を納税義務者とする規定はあっても、その税を誰が負担するかは定められていない。また、消費税は日本独特の名称で、諸外国では一般に付加価値税と呼ばれている。消費税が預り金ではなく対価の一部であることは、国側の主張が認められた2つの確定判決(東京地方裁判所1990年3月26日、大阪地方裁判所同年11月26日)でも明らかである。すなわち、原告が、消費税は事業者が消費者から預かった税金なのだから、それを国に納めるのは事業者の義務と訴えたのに対して、判決は、消費税は対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が、当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を、消費者との関係で負うものではないとしている。</p> <p>インボイス制度が実施されると、これまで納税を免除されていた約1,000万者と言われる小規模事業者やフリーランスが元請や得意先から課税事業者になることを迫られ、預り金でもない消費税負担を新たに強いられる。</p> <p>一方、インボイスを発行できない事業者は取引から排除、値引き、廃業のいずれかを迫られることは明らかである。</p> <p>中小事業者は、地域社会で重要な役割を様々に果たしている。新型コロナウイルス感染症及び輸入物資の高騰に苦しみながら必死に営業を守っている。こうした中でインボイス制度・適格請求書等保存方式を実施することは、絶対反対である。</p> <p>以上のことから、下記事項について請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施中止・延期を求める意見書を国に提出すること。</p>	
審 議 結 果	令和 4年 6月23日(木) 不採択